

島根県産業廃棄物減量促進基金条例をここに公布する。

島根県産業廃棄物減量促進基金条例

(設置)

第1条 産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の推進に要する経費その他必要な経費に充てるため、島根県産業廃棄物減量促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、島根県産業廃棄物減量税条例(令和元年島根県条例第10号)の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額とする。

(平21条例58・平26条例42・令元条例10・一部改正)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平26条例42・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成26年島根県条例第42号)附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額は、基金に積み立てるものとする。

(平26条例42・追加、令元条例10・一部改正)

附 則(平成21年条例第58号)抄

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第9号で平成22年4月1日から施行)

(島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正に伴う経過措置)

10 旧条例附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額は、島根県産業廃棄物減量促進基金条例第1条に規定する島根県産業廃棄物減量促進基金に積み立てるものとする。

附 則(平成26年条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第17号で平成27年4月1日から施行)

附 則(令和元年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第14号で令和2年4月1日から施行)